

熊本市駐車場適正配置検討委員会運営要綱

制定	平成 31 年	3 月 14 日	市長決裁
改正	平成 31 年	4 月 10 日	都市整備景観課長決裁
改正	令和 2 年	4 月 10 日	都市整備景観課長決裁
改正	令和 3 年	4 月 6 日	市街地整備課長決裁
改正	令和 5 年	4 月 20 日	市街地整備課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、熊本市駐車場適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 4 条第 1 項に規定する駐車場整備計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、14 名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体関係者
- (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
- (4) 熊本県警察本部交通部 交通規制課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理するものとする。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年以内とし、再任は最長で 3 期までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の出席による会議の開催が困難であると委員長が認める場合は、書面による会議の開催ができるものとし、委員からの書面による回答をもって委員の出席とみなすものとする。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議における協議のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の代理出席等)

第7条 やむを得ない特別な事情がある場合は、第3条第2項第4号に該当する委員は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める事項については非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、都市建設局都市政策部市街地整備課において行う。

(補則)

第10条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。